

平成27年度

工 事 監 査 報 告 書

東久留米市監査委員



27 東久監発第 27 号  
平成 27 年 11 月 26 日

東久留米市長 並木克巳 殿  
東久留米市議会議長 細谷祥子 殿

東久留米市監査委員 安藤純一

東久留米市監査委員 津田忠広

平成 27 年度工事監査の結果について（提出）

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき実施した工事監査の結果を、同条第 9 項の規定により別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により通知願います。

## 平成27年度 工事監査結果報告書

### 第1 監査の範囲

#### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定による監査

#### 2 監査の対象

27. 東久留米市消防団第六分団詰所新築工事

所管課：環境安全部防災防犯課（発注課）

都市建設部施設建設課（工事施工課）

総務部管財課（契約担当課）

#### 3 監査の期間

平成27年8月25日から平成27年11月20日まで

#### 4 監査の方法

監査の実施にあたっては、工事の設計、契約及び施工等が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、関係職員の説明を求め監査を実施した。

なお、技術面については、公益社団法人日本技術士会に工事技術調査業務を委託して実施した。

### 第2 工事の概要

本工事は、現在の東久留米市消防団第六分団詰所を老朽化等の理由から移転新築するものである。

当該消防分団施設は、各種災害に備え、消防ポンプ車、消火ホース、防火衣、水防資機材、防火貯水槽その他資機材を格納し、地域防災活動の拠点施設として機能しうる構造である。

なお、本工事の内容は、建築工事、電気工事、機械設備工事の3つからなっている。

1 工事件名 27. 東久留米市消防団第六分団詰所新築工事

2 工事場所 東久留米市南町一丁目86-8、87-7

3 建物概要

用 途：消防分団施設

構 造：鉄骨造

階 数：2階建

規 模：敷地面積 139.13 m<sup>2</sup>

建築面積 42.62 m<sup>2</sup>

延床面積 84.96 m<sup>2</sup>

主要付帯設備：耐震性防火貯水槽、発電設備、ホース乾燥塔

#### 4 施設概要

1 階：踏込、車庫、倉庫、発電機置場、階段室

2 階：踊場、便所、玄関、台所、和室(詰所)、物入、押入、階段室

#### 5 工事内容

##### (1) 建築工事

・施 工 業 者 立川ハウス工業株式会社多摩営業所

・契 約 金 額 45,360,000 円 (消費税込)

・契 約 年 月 日 平成 27 年 5 月 29 日

・工期(契約期間) 平成 27 年 6 月 1 日から平成 27 年 11 月 27 日

##### (2) 電気工事

・施 工 業 者 東伸電設株式会社

・契 約 金 額 4,848,120 円 (消費税込)

・契 約 年 月 日 平成 27 年 6 月 17 日

・工期(契約期間) 平成 27 年 6 月 18 日から平成 27 年 11 月 27 日

##### (3) 機械設備工事

・施 工 業 者 西武住設工業株式会社

・契 約 金 額 4,123,440 円 (消費税込)

・契 約 年 月 日 平成 27 年 6 月 18 日

・工期(契約期間) 平成 27 年 6 月 19 日から平成 27 年 11 月 27 日

#### 6 実 査 日 平成 27 年 10 月 2 日

### 第 3 監査の結果

監査対象工事については、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められる。

なお、技術的な観点を踏まえた所見は、次のとおりである。

#### 1 計 画

本工事に至るまでの計画は、事業の必要性、目的、一連の工程、予算化及び決裁手続きについて適正に行われている。

## 2 設 計

実施設計は、委託業務で設計事務所に委託し実施している。設計計画、事前調査、関連法令の運用、設計基準・資料の運用、設計図書の内容及び設計見積については適切に行われている。

## 3 積 算

本工事の積算は、積算基準（建築工事編）、公共建築数量積算基準、公共建築工事標準単価積算基準に基づき行われている。また、使用単価や歩掛りは、建築工事積算標準、電気設備工事積算標準、機械設備工事積算標準を採用し、見積の必要な物件については三社見積を行っている。算出根拠はいずれも明確になっており、適正に行われている。

## 4 契 約

本工事の入札は、東京電子自治体共同運営の電子調達サービスにより指名競争入札で行われ、特に問題はないものと認められた。

## 5 施 工

現場調査時において、建築工事、電気工事、機械設備工事の3つの各工事の連絡調整が工事監理者により適切に行われ、また工事の進捗状況は計画どおりになっており、施行管理に問題はないものと認められた。